

(平成22年6月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 13 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年2月1日から26年7月1日まで
② 昭和29年10月1日から32年5月1日まで

社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であったが、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5年1か月後の昭和37年6月15日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の申立期間①及び②に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和32年7月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

静岡厚生年金 事案 1062

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格喪失日は昭和44年7月20日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月16日から同年同月20日まで

夫は、昭和*年*月*日に労働災害により死亡した。社会保険事務所（当時）に遺族年金について相談したところ、資格喪失日が夫の死亡した日より前になっているとのことで、支給されなかった。

A事業所の元事業主の在籍証明書、労働災害に係る当時の資料等を所持しているため、夫の資格喪失日を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録（年金記録）の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A事業所における申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和44年7月16日であることが確認できる。

しかし、A事業所の元事業主が証明した在籍証明書、当該事業所の労働者名簿の写し、申立人の妻が提出した死亡届の写し、死体検案書、労働者災害補償保険の年金証書から、申立人は、申立期間もA事業所に在籍し、昭和*年*月*日に労働災害により死亡したことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA事業所における資格喪失日を昭和44年7月20日に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から46年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年3月から46年7月まで

私は、申立期間当時、海外に在住していたため、国民年金保険料を納付することができなかったが、帰国後、特例納付により未納分を全額納付したので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、海外在住中のため納付していなかった国民年金保険料を帰国後に特例納付したと述べているが、昭和61年3月までは制度上、日本国内に住所を有しない者は国民年金の適用除外とされていたため、申立人は、海外在住期間について国民年金に加入することができず、特例納付によって保険料を納付することができなかったと推認される。

また、オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳のいずれも申立人が海外へ出国した昭和45年3月25日に国民年金被保険者資格を喪失した後、46年8月10日に再取得するまでの期間は、未加入期間とされており、申立人に対して同期間の保険料に係る納付書が発行されたとは考え難い。

さらに、特殊台帳（マイクロフィルム）によれば、申立人が第1回特例納付により申立期間前の期間の保険料を納付したことが確認できることから、同特例納付が申立人の記憶する特例納付と考えられる。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことはうかがえず、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 3 月から 46 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月から 46 年 7 月まで

私は、申立期間当時、海外に在住していたため、国民年金保険料を納付することができなかったが、帰国後、私の夫が特例納付により未納分を全額納付したので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が海外在住中のため納付していなかった国民年金保険料を帰国後に特例納付したと述べているが、昭和 61 年 3 月までは制度上、日本国内に住所を有しない者は国民年金の適用除外とされていたため、申立人は海外在住期間について国民年金に加入することができず、特例納付によって保険料を納付することができなかったと推認される。

また、オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳のいずれも申立人が海外へ出国した昭和 45 年 3 月 25 日に国民年金被保険者資格を喪失した後、46 年 8 月 10 日に再取得するまでの期間は、未加入期間とされており、申立人に対して同期間の保険料に係る納付書が発行されたとは考え難い。

さらに、特殊台帳（マイクロフィルム）によれば、申立人が第 1 回特例納付により申立期間前の期間の保険料を納付したことが確認できることから、同特例納付が申立人の記憶する特例納付と考えられる。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことはうかがえず、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い上、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年2月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年2月から平成元年3月まで

国民年金に加入した時期及び手続等は記憶に無い。申立期間の保険料については、納付期限を経過していたが、社会保険事務所（当時）や市役所等に遅れながらも納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続を行った時期及び同手続時の状況についての明確な記憶は無いとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は平成5年7月ごろに払い出されたものであり、これ以外に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことが確認できないことから、このころ初めて申立人は国民年金加入手続を行い、昭和59年2月までさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したとする処理が行われたものと推測される。

このことから、申立期間当時、申立人は国民年金には未加入であったことになり、国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人が国民年金加入手続を行ったとみられる平成5年7月の時点では、申立期間は既に時効であり、さかのぼって保険料を納付することもできなかった。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 58 年 1 月に国民年金任意加入の資格喪失届を提出したが、考え直し、改めて同月又は翌月に資格取得届を提出した。その際に受付の女性は年金手帳に日付のゴム印を押さなかった。

当時、保険料は、近所の郵便局に毎月納めていたと思うが、領収書と家計簿は破棄してしまった。

その後、昭和 61 年 4 月から第 3 号被保険者になるということで、同年 3 月に資格喪失届を提出しに行ったが、その際も受付の女性は年金手帳に日付のゴム印を押さなかった。

私は、申立期間について、加入の手續及び保険料の納付の記憶があることから、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 1 月に国民年金任意加入被保険者資格喪失申出書を提出した後、改めて同月又は翌月に同資格取得申出書を提出したと述べているが、申立人が同資格取得申出書を提出したと主張する場所は、申立期間当時存在しなかった。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、毎月、郵便局で納付していたと主張しているが、申立期間当時、郵便局は、申立人が居住する市の指定金融機関とはされていなかったことから、郵便局で保険料を納付することはできなかった。

さらに、申立人が申立期間の保険料として納付したと主張する金額も当時の実際の保険料額とは大きく相違している。

加えて、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことはう

かがえない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 9 月から 60 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 9 月から 60 年 6 月まで

私は、昭和 59 年 9 月ごろ、両親に言われ市役所で国民健康保険の加入手続をした際に国民年金の加入手続も行った。

手元に申立期間の国民年金保険料の納付を証明する書類は無いが、初めて社会保険から国民健康保険に切り替える手続をした時であり、市役所の窓口の対応が記憶として鮮明に残っているので、国民年金に加入せず保険料を納付していなかったとは思えない。申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 9 月ごろ、市役所の窓口で国民年金加入手続を行ったとしているところ、オンライン記録では、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、平成 14 年 7 月 30 日とされており、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、このころ初めて申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認され、申立人が申立期間当時に国民年金加入手続を行ったとは考え難い。

また、申立人がこれまで唯一交付を受けたとする年金手帳には、申立人が申立期間に国民年金被保険者資格を有していたことを示す記載は無い上、申立人が居住する市の国民年金電算データにも申立人が申立期間において国民年金に加入していたことを示す記録は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料の納付時期及び納付金額に係る記憶は無いとしている上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1063 (事案 516 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 1 月 21 日から 32 年 3 月 16 日まで

申立期間について、脱退手当金を受給していないとして申立てを行い、記録訂正を認めることはできないとの通知を受けたが、脱退手当金の支給記録の訂正につながる主張があるので、改めて申立てを行いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人が記載されているページとその前後合わせて 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 32 年 3 月 16 日の前後 2 年以内に資格を喪失したことが確認できる厚生年金保険被保険者期間を 2 年以上有する 13 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、13 名全員について脱退手当金の支給記録が確認でき、資格喪失日から約 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられること、ii) 申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る資格喪失日から約半月後の同年 3 月 30 日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳に脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないうえ、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 7 月 24 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、「当時の事務担当者が、厚生年金保険の加入期間が 3 年未満の人は脱退手当金の請求をしているが、5 年以上加入していた人は脱退手当金の請求をしなかったと言っていた。私は、厚生年金保険に 5 年以上加入したので、脱退手当金が支給されていないはずだ。」と主張しているが、申立期間の事業所において脱退手当金の支給記録が確認できる前述の 13 名のうち、被保険者期間を 5 年

以上有する者は8名確認できることから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1064

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年5月ごろから40年11月ごろまで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、当該期間はA事業所で勤務しており、経営者が、「年を取ってからもらえるお金を払っておく。」と言っていたと義母から聞いていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B地区にあったA事業所に勤務していたと主張しているところ、オンライン記録によると、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所としての記録を確認することができず、C地区において、申立事業所と類似する名称で、当時、厚生年金保険の適用事業所となっていた事業所の被保険者記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

また、申立人は、オンライン記録によると、国民年金の準備期間である昭和35年10月1日に当該資格を取得し、36年4月以降、一部未納期間はあるものの保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人がA事業所において一緒に勤務していたとする元妻も、オンライン記録によると、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録を確認することができず、申立人と同様に、昭和35年10月1日に国民年金の資格を取得し、36年4月以降、保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人は、事業主の氏名を明確に記憶していないことから、事業主を特定することができず、当時の状況を確認することができない。

なお、申立人は、「A事業所から給与明細書はもらっていなかった。厚生年金保険料が控除されていたかは不明である。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から 40 年 12 月 1 日まで
② 昭和 42 年 8 月 1 日から同年 12 月 5 日まで

申立期間①は、Aの勉強のため、Bに通学しながら、C事業所の正社員として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間②は、D事業所を退職した翌日から、E市にあるF事業所（本社はG市）に勤務したので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の証言から、申立人がC事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、C事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となった日は、昭和 60 年 12 月 1 日であることが確認できる。

また、申立人が同僚として記憶する者は、「事業所立ち上げ時のメンバーであり、申立期間当時、C事業所が株式会社と称していたことを記憶しているが、法人となったのは昭和 47 年であり、厚生年金保険に加入したのは、それより後だった。自分は国民健康保険に加入していた。」と供述している。なお、商業登記簿謄本によれば、C事業所の法人設立は昭和 47 年 12 月 1 日であることが確認できる。

さらに、C事業所の申立期間当時の事業主の息子に照会したが、「事業主は亡くなっており、申立期間当時の資料は残されていない。」と回答している。

申立期間②について、申立人は、F事業所の役員の紹介でF事業所H営業所に、機械設計のため勤務したと主張しているが、申立期間当時のF事業所H営業所長は、「F事業所H営業所の職員の新規採用は自分と本社の人事部長が行っていた。申立期間当時の採用は無かったと記憶している。」と回答している。

また、F事業所は既に全喪しており、申立人は、申立人を当該事業所に紹介したとする役員及び当該事業所のH営業所における同僚の氏名を記憶していないことから、申立期間当時の当該事業所での在籍の状況、厚生年金保険の適用状況等について証言を得ることができなかった。

さらに、F事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和42年3月7日から43年3月16日までの被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1066

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 7 月 1 日から 50 年 7 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
A事業所に継続して勤務していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が申立期間にA事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は、昭和 49 年 7 月 1 日に被保険者資格を喪失後、同年 7 月 24 日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

また、A事業所の事業主は、「少人数の会社だったので、申立人の資格喪失届だけを、理由もなく誤って提出したとは考えにくい。申立期間当時、何らかの理由で喪失の手続を行い、厚生年金保険料を給与から控除していないと考える。」と証言している。

さらに、申立期間において、A事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に聴取したが、申立人に係る厚生年金保険の加入状況について確認できる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月 1 日から 59 年 10 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、A事業所での標準報酬月額が 28 万円に減額していることが分かった。
当時の給与は右肩上がりであったと記憶しており、下がることは考えにくい
ため、申立期間の標準報酬月額を適正な金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA事業所における標準報酬月額は、申立期間の直前まで 32 万円であり、申立期間は 28 万円に低くなっていることが確認できる
ところ、申立人は、申立期間当時 32 万円程度の報酬を得ており、給与が下が
ったことはないと主張している。

しかし、健康保険厚生年金保険被保険者原票に被扶養者氏名として妻の氏名、
扶養終了年月日欄に、「57. 3. 1」が確認できることから、昭和 57 年 10 月 1 日
に申立人の標準報酬月額が変動した原因は、申立人の扶養家族に係る手当の支給
額の減額によるものであることがうかがわれる。

また、A事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録は、
オンライン記録と一致しており、申立人の標準報酬月額が遡及して大幅に引き下
げられているなどの不自然な点は確認ができなかった。

さらに、A事業所は、申立期間当時の社員台帳及び給与支給台帳は保管されて
いないと回答している。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金
保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺

事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月 1 日から 58 年 1 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について標準報酬月額が事実と異なっていることがわかった。

A事業所在籍中、社会保険事務所の標準報酬月額より多い給与額をもらっていたので、標準報酬月額を給与に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A事業所に入社して5年後ぐらいには、給与総支給額は20万円であり、昭和55年ごろの給与総支給額は30万円であった。」と主張しているものの、昭和49年12月支給の賞与明細書以外に給与明細書等の関連資料を所持していないことから、申立期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することができない。

また、申立人は、「A事業所における入社日が私と同日で、私と同じ業務に就いたと記憶する同僚よりも、私は多い額の給与をもらっていた。」と主張するが、当該同僚は、給与明細書等の資料を所持していないことから、当時の報酬の総額を確認することはできない。

さらに、当時のA事業所の社会保険事務担当者に照会したところ、「賃金等が分かる書類は、会社を廃止したときにすべて破棄した。」「不規則な仕事の受注によって、残業を行う時とそうでない時があり、申立人の主張する給与の額を毎月決まって支給する余裕のある経営ではなかった。」と回答している。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録は、オンライン記録と一致しており、申立人の標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は確認ができない。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月から 34 年 3 月まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。A 事業所に勤務していたことは確かであるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間当時、A 事業所において負傷した同僚がいたと述べており、オンライン記録から申立期間当時に当該事業所において、厚生年金保険の被保険者として確認できる複数の同僚から聴取したところ、当時自分が負傷したと証言する者がいたことから、申立人が A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該同僚は申立人のことを記憶しておらず、申立人の申立期間における在籍期間及び勤務状況を確認できる証言を得ることはできなかった。

また、当該同僚から、「負傷時に会社が慌てて社会保険に加入させた。入社後 1 年以上の間、厚生年金保険に加入させてもらっていなかった。」との証言を得た。

さらに、A 事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の連絡先も不明であることから、申立期間における厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況について確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

加えて、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者資格を取得したすべての者の記録を確認したが申立人の氏名は見当たらないほか、申立人が記憶している同僚の中には、申立人同様、A 事業所において厚生年金保険の被保険者記録を確認できない者がみられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1070

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月から 30 年 3 月 7 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会を行ったところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実は無いとの回答を得た。A事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA事業所における慰安旅行の写真並びにA事業所の申立期間当時の事業主の息子及び複数の同僚の証言から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、上述の同僚の中には、「A事業所で実際に勤務していた期間より、当該事業所における厚生年金保険の被保険者期間が短い。」と証言している者が存在することから、申立期間当時、A事業所では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 24 年 5 月 1 日から 31 年 5 月 1 日までの間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、申立人が同僚として記憶する者についても、上述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が見当たらない者が、複数見受けられる。

さらに、A事業所に照会したところ、申立期間当時の資料は残っていないため、申立人についての勤務期間及び雇用形態は不明であるが、厚生年金保険の記録が確認できない者については、厚生年金保険の加入手続はしておらず、保険料も控除していない旨の回答を得た。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。